

1 秋田市公立大学法人評価委員会委員名簿

(委員長を除く各委員は五十音順)

役職	氏名	職名・勤務先等
委員長	高橋 誠記	秋田県立大学 副理事長
委員	鑑 隆千代	株式会社秋田魁新報印刷 代表取締役社長
委員	福士 文友	秋田商工会議所 常議員 税理士法人 福士合同会計事務所 代表社員税理士
委員	三浦 潔	秋田三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長
委員	吉濱 久悦	日本銀行 秋田支店長

2 平成30年度における評価委員会開催実績

回	開催日	会議概要
第1回	7月10日	年度評価に係る公立大学法人からの事情聴取
第2回	8月7日	年度評価の評定協議、評価案の審議

3 評価結果についての委員長所見

公立大学法人秋田公立美術大学の平成29年度業務実績については、年度計画に定めた項目を順調に実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。

平成29年度は、大学院の開設や、海外の大学と初めて国際交流協定を締結し、教育環境の充実に関する取組を行っただけでなく、「NPO法人アーツセンターあきた」を設立し、地域の活性化に寄与する取組を企画する等、積極的な大学運営が確認できた。

今年度は第1期中期目標期間の最終年度にあたることから、法人、教職員および学生が一体となり、中期目標の達成に向けた取組がなされることを期待する。

4 地方独立行政法人（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第1項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。